

2020年5月8日

お客様各位

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言延長に伴う弊社対応一部変更について

5月4日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言（4月7日発表）が、5月31日まで延長されることが決定されました。

弊社では、この延長に伴う対応長期化に鑑み、4月7日にホームページでお知らせした対応方針につき、外出自粛要請下でのお客様のくらしの安全・安心、建物ならびに設備の維持・保全などの観点から、5月13日より、管理委託業務の一部再開につき皆様と協議させていただくことといたしました。

具体的な実施業務の内容につきましては個別にご説明させていただきますのでよろしくご願ひいたします。

なお、国や自治体からの感染拡大防止に向けた要請にお応えするとともに、管理組合の皆様をはじめとするお客様および業務委託先・弊社従業員の健康を守るため、感染症拡大防止策を引き続き講じてまいります。

お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくご願ひ申し上げます。

以上